

骨髄バンクのドナー登録に御協力ください

白血病などの血液の病気のため、健康な人から提供された骨髄の移植を必要とする方がいます。

骨髄移植をするには、患者と提供者（ドナー）のHLA型（白血球の型）が一致する必要がありますが、その確率は数百から数万分の一といわれています。

あなたの善意で救われる誰かがいます。 ドナー登録に御協力をお願いします。

ドナー登録について

登録要件	<ul style="list-style-type: none">・提供の内容を十分に理解している方・年齢：18歳以上、54歳以下・体重：男性45kg以上／女性40kg以上 ※登録にあたって、約2mlの採血を行います。
登録機関 ※各保健所での登録は事前の電話予約が必要です。	鳥取県赤十字血液センター（鳥取市江津370-1） TEL：0857-24-8101
	献血ルームひえづ（西伯郡日吉津村日吉津160-1） TEL：0859-27-1724
	鳥取市保健所（鳥取市富安2丁目138-4） TEL：0857-30-8531
	倉吉保健所（倉吉市東巖城2） TEL：0858-23-3144
	米子保健所（米子市糀町1丁目160） TEL：0859-31-9316

ショッピングモールなどでの移動献血会場に登録窓口を設けることもあります。



日本骨髄バンク「骨髄バン子ちゃん」

骨髄提供の流れ

1. 移植を待つ患者とHLA型が一致した場合、ドナー候補として適合通知が郵送されます。
2. コーディネーターによる骨髄提供についての説明と、健康状態を調べる検査を行います。
3. ドナーとご家族の最終的な提供意思を確認します。
4. 採取手術を行います。（退院まで4～6日間）

ドナーの提供にあたっては、入院支度金（5,000円）に加え、入院・通院のための交通費（実費相当分）が、日本骨髄バンクから支給されます。また、手術等に係る医療費の負担もありません。（鳥取県からの支援金もごさいます。詳しくは裏面へ。）

制度や手続きの詳細は日本骨髄バンクのHPをご覧ください。
（右QRコードからアクセスできます。）



鳥取県骨髓ドナー提供支援金支給制度

鳥取県では、**骨髓ドナー（提供者）と、その方を雇用している企業を対象に支援金を支給しています。**

ドナー向け助成

骨髓提供のための通院又は入院

1日につき

10,000円

（最長7日間）

企業向け助成

骨髓提供のための通院又は入院のために、ドナーに付与した特別休暇

1日につき

最大20,000円

（最長7日間）

申請方法

申請書と、下記の書類を申請先へご提出ください。（③は企業向け助成のみ）

- ①鳥取県在住であることが確認できるもの（運転免許証の写し等）
- ②日本骨髓バンク発行の、骨髓等の提供に係る通院等を証明する書類
- ③骨髓等の提供に活用できる有給の休暇等を付与したことを証する書類

※申込期限は、②により証明される日の最終日から半年以内です。

制度の詳細、申請様式等は、鳥取県HPをご確認ください。

（右のQRコードからもアクセスできます。）



企業の皆様へ ドナー休暇制度の導入をお願いします。

ドナー候補となった方の約6割が自己都合により提供を辞退されており、その理由の多くに「仕事への影響があると思うため」「仕事の都合がつかなかったため」などが挙げられています。

骨髓等の提供に必要な通院・入院のために取得する休暇を、年次有給休暇ではなく特別休暇として認める「**ドナー休暇制度**」を導入いただき、ドナーとして提供しやすい職場環境の推進に御協力をお願いします。



問合せ
申請先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電

話：0857-26-7173

ファクシミリ：0857-21-3048